

議員定数及び報酬に関するレポート

提出期限 5月26日(月)正午まで No.1

議員定数及び報酬に関する調査特別委員会

委員氏名【 石山 憲司 】

○現時点における考えとその根拠や理由について

[定数]

地方議会は憲法で「議事機関」と定められ、自治体としての意思を決めるところである。

議員は選挙で選ばれた町民の代表として、町の課題に取り組み、その解決を目指す、町政の役割を果たす必要がある。

今日、情報通信技術の発達等により町民一人ひとりの意見が多様化している。町民の声を反映する議会としては、定数を一定数確保する必要がある。議会の行政に対するチェック機能及び現状の委員会数等を考慮すれば現在の議員定数の維持が望ましいと考える。

[報酬]

現在の報酬額は平成17年に改訂され、20年が経過している。

日本の経済情勢は、バブル崩壊後、デフレマインドであったが、近年のコロナ禍により世界のサプライチェーンが崩壊し、更にロシアのウクライナ侵攻による食糧・エネルギー価格の高騰が重なり、貨幣の価値が大きく変化した。

報酬とは、一定の役務の対価として、反対給付されるものである。

議員は決して、ボランティアや名誉職ではない。対価として貨幣価値の変動は補正されなければならないと考える。

近い将来には、議員報酬も増額する必要がある。